

## 減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分		減免対象となる障害の級	
身 体 障 害 者 手 帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、 ぼうこう又は直腸	1 級、 3 級	
	体幹	1 級から 3 級まで及び 5 級	
	聴覚	2 級、 3 級	
	視覚	1 級から 3 級まで及び 4 級の 1 （4 級のうち 両眼の視力の和が 0.08～0.1）	
	音声又は言語機能	3 級（こう頭が摘出された場合に限る。）	
	平衡感覚	3 級	
	上肢	1 級、 2 級	
	下肢	1 級から 6 級まで	
	乳幼児期以前の非進行性	上肢	1 級、 2 級
	脳病変による運動機能	移 動	1 級から 6 級まで
	ヒト免疫不全ウイルスによる免 疫機能、肝臓		1 級から 3 級まで
<b>戦傷病者手帳</b>		身体障害者手帳の減免の範囲に準じます	
<b>療育手帳</b>		㊤又は A	
<b>精神障害者保健福祉手帳</b>		1 級で、かつ障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に規定する精神通院医療を受けている方	

※障害名が「左半身不随」のような場合は、障害の区分ごとの等級（上肢〇級、  
下肢〇級）により判定します。